

2 重点地区景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針のうち、特に拠点別の景観形成の方針を具体化するため、原則全ての行為が当該地区の景観と調和したものとなるよう、次のとおり基準を定めます。

(1) 内宮おはらい町地区景観形成基準

		景観形成基準
建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、3階以下とする。
	屋根・軒庇	1 屋根は切妻・妻入り又は入母屋・妻入りを基本とする。 2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えるものとする。 3 屋根及び軒庇は、灰色若しくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。
	外壁	1 外壁は、きざみ囲い(簾子下見板張り)を基本とし、1階には軒がんぎ板、2階には張り出し囲いを用いるものとする。ただし、道路等の公共空間から通常望見できない部分はこの限りでない。 2 外壁の色彩は、周囲の調和を乱さないものとする。 3 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りでない。
	開口部・建具	道路に面する建具は木製とし、2階開口部には出格子を用いるものとする。
	建築設備	建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし、木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。
	樋	樋は茶色系とする。
	看板・案内板	看板・案内板は、ネオンサインや原色等の派手な色は使用しないこととし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めるものとする。
建築物の高さの最高限度	10mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	
工作物の形態意匠の制限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めるものとする。
	外構	1 通り又は河川に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。
	自動販売機等	外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。

整備イメージ図

